

京都市会LAN移設業務提案書作成要領

- 1 用紙は、A4用紙を使用し、表紙を除き両面印刷で15枚以内とする。
- 2 業務提案書に記載すべき事項は下記（別表）のとおりとし、記載順は（別表）中、「評価項目」の順とすること。

(別表)

記載項目	評価項目	留意事項
(ア) ネットワーク構築等の実績	本業務遂行に資する受託実績の有無	受託年度、自治体名、ネットワークの規模、内容等について、応募資格要件に係る実績及びそれ以外の実績についても記載すること。
(イ) 移設方針及び方法	本業務受託に係る基本方針及び移設等の実施方法	本業務受託における基本方針を具体的に示すこと。また、仕様書に記載した要件を踏まえた実施方法を具体的に示すこと。
(ウ) 導入スケジュール及び実施体制	①導入スケジュール	ネットワーク稼働までの具体的なスケジュールを示すこと。
	②実施体制	プロジェクトの実施体制を具体的に示すこと。また、トラブル発生時の報告体制を示すこと。
(エ) ネットワーク機器	新たに導入するネットワーク機器	選定した機器及び選定した理由を具体的に示すこと。
(オ) セキュリティ	ネットワークのセキュリティ確保	セキュリティを確保するための方法を具体的に示すこと。
(カ) 運用保守サポート	①運用保守の方法	ネットワーク構築後に行う運用保守について、体制・方法等について具体的に示すこと。
	②障害発生時の対応	ネットワークで障害が発生した場合の対応について、具体的に示すこと。
(キ) その他セールスポイント等	その他セールスポイント等	その他独自のセールスポイント、将来的な拡張性や改善点等を具体的に示すこと。
(ク) 見積額	見積額	委託費用（予定額）の範囲内で、機器の単価、作業費等の明細を記載すること。

京都市会LAN移設業務委託業者選定に係る審査基準

1 基本的な考え方

受託候補者の決定にあたっては、京都市会にとって最適な事業者を選定するため、委託費用（上限額）の範囲内で見積額を提示した者（以下「受託希望者」という。）のうち、業務提案内容の評価である「技術点」に、見積額の評価である「価格点」を加算した「総合評価点」が最も高いプロポーザル参加者を受託候補者とする（総合評価方式）。

ただし、受託希望者が1者の場合、技術点の採点結果が一定点数（100点）以上を満たし、本業務を実施し得る能力を満たすと判断した場合は、当該提案者を受託候補者とする。

(1) 技術点

業務提案書の記載項目を評価し、「技術点」を与える。技術点の満点は、200点（50点/人×選定委員4人）とする。

(2) 価格点

見積額については、「3 価格点」に示す計算式に基づき計算し、「価格点」を与える。価格点の満点は、50点（令和元年度、令和2年度、各年度25点）とする。

(3) 総合評価点

(1)及び(2) で評価した「技術点」及び「価格点」の合計点数を「総合評価点」とする（満点250点）。

(4) 総合評価点の最も高い者が2以上あるときの対応

ア プロポーザル参加者それぞれの「技術点」、「価格点」が異なる場合
「技術点」が高い者を受託候補者とする。

イ プロポーザル参加者それぞれの「技術点」、「価格点」が同じ場合
当該者それぞれにくじを引かせ、受託候補者を決定する。

2 技術点

(1) 技術点の配点

業務提案書の記載項目について、次のとおり評価点を与える。

記載項目	点数
ネットワーク構築等の実績	5点
移設方針及び方法	5点
導入スケジュール及び実施体制	10点
ネットワーク機器	5点
セキュリティ	5点
運用保守サポート	10点
その他セールスポイント等	10点
合計	50点

(2) 記載項目の評価基準（評価項目）

業務提案書の記載項目について、「別紙2 京都市会LAN移設業務提案書作成要領」に記載した評価項目に基づき評価する。

3 価格点

見積価格については、以下の計算式に基づき、「価格点」を算出する。

※ 有効桁数は小数点第1位とし、小数点第2位を四捨五入する。

(1) 令和元年度分

価格点 = 25点 × (1 - (受託希望者の見積価格 / 上限価格))

(2) 令和2年度分

価格点 = 25点 × (1 - (受託希望者の見積価格 / 上限価格))